

様式 4-1 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県社会福祉審議会 (福祉部福祉政策課政策企画担当)	
設置年月日	昭和28年4月1日	
設置根拠等	社会福祉法第7条	
	執行機関の附属機関に関する条例 埼玉県社会福祉審議会規則 埼玉県社会福祉審議会運営要領	
委員定数・任期	19人以内・2年	
職務内容	社会福祉に関する事項(児童福祉、精神障害者福祉に関する事項を除く。)を調査審議する。	
公開・非公開の別	公開	ただし、出席委員の3分の2以上の議決により非公開となる場合がある。
令和4年度の 活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日：令和4年11月11日(金) ・場所：さいたま共済会館 501・502 (WEB会議併用) ・議事： <ul style="list-style-type: none"> (1) コロナ・物価高騰「生活困りごと相談会」について (2) 障害者の芸術文化活動の推進について 	

様式4-1 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県介護保険審査会 (地域包括ケア課 総務・介護保険担当)	
設置年月日	平成11年10月1日	
設置根拠等	介護保険法第184条～第190条	
	介護保険法施行令第46条、埼玉県介護保険審査会の公益を代表する委員等の定数を定める条例、埼玉県介護保険審査会規則、埼玉県介護保険審査会運営要領	
委員定数・任期	15名・2期	
職務内容	保険給付に関する処分又は保険料その他介護保険法の規定による徴収金（財政安定化基金拠出金、納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）に関する処分に不服がある者からの行政不服審査請求に対する審理及び裁決を行う。	
公開・非公開の別	非公開	埼玉県介護保険審査会運営要領
令和4年度の活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年6月2日 オンライン開催（事務局：埼玉教育会館） 要介護認定等に関する処分の審査請求に対する審理及び裁決・1件 ・令和4年10月5日 オンライン開催（事務局：埼玉教育会館） 保険料等に関する処分の審査請求に対する審理及び裁決・3件 ・令和4年10月6日 オンライン開催（事務局：埼玉教育会館） 要介護認定等に関する処分の審査請求に対する審理及び裁決・1件 ・令和4年11月24日 オンライン開催（事務局：埼玉教育会館） 保険料等に関する処分の審査請求に対する審理及び裁決・1件 ・令和4年12月20日 オンライン開催（事務局：埼玉教育会館） 要介護認定等に関する処分の審査請求に対する審理及び裁決・1件 ・令和5年2月21日 オンライン開催（事務局：埼玉教育会館） 保険料等に関する処分の審査請求に対する審理及び裁決・1件 	

様式4-1 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県障害者施策推進協議会 (障害者福祉推進課 総務・企画・団体担当)	
設置年月日	平成7年3月23日	
設置根拠等	障害者基本法第36条第1項	
	執行機関の附属機関に関する条例、 埼玉県障害者施策推進協議会規則	
委員定数・任期	20名・2年	
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者計画及び障害福祉計画の策定及び変更に当たり、意見を述べること。 ・ 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を審議調査し、及びその施策の実施状況を監視すること。 ・ 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。 	
公開・非公開の別	公開	
令和4年度の活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	<p>○日時：令和4年6月15日（水） 場所：埼玉会館 7A会議室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第6期障害者支援計画の実績について ・ 埼玉県障害者施策推進協議会で検討する重点課題について <p>○日時：令和4年10月18日（火） 場所：埼玉会館ラウンジ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワーキングチームの概要について ・ ワーキングチームの検討結果報告について <p>○日時：令和4年2月18日（金） 場所：埼玉会館 7B会議室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県障害者支援計画に係る重点課題について ・ 令和5年度埼玉県障害者施策推進協議会の進め方について 	

様式 4-1 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県障害者介護給付費等不服審査会 (障害者支援課総務・市町村支援担当)	
設置年月日	平成18年4月1日	
設置根拠等	障害者総合支援法第98条、執行機関の附属機関に関する条例	
	埼玉県障害者介護給付費等不服審査会規則	
委員定数・任期	7人・3年	
職務内容	障害者総合支援法の定めるところにより、知事の諮問に応じ、市町村の介護給付費に係る処分に対する審査請求の事件について調査審議する。	
公開・非公開の別	非公開	
令和4年度の活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	開催日：令和4年5月30日 場所：Zoomによるオンライン開催 議題等：市町村の介護給付費に係る処分に対する審査請求についての審議	

様式 4-1 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県障害児通所給付費等不服審査会 (障害者支援課総務・市町村支援担当)	
設置年月日	平成24年4月1日	
設置根拠等	児童福祉法第56条の5の5、執行機関の附属機関に関する条例	
	埼玉県障害児通所給付費等不服審査会規則	
委員定数・任期	7人・3年	
職務内容	児童福祉法の定めるところにより、知事の諮問に応じ、市町村の障害児通所給付費に係る処分に対する審査請求の事件について調査審議する。	
公開・非公開の別	非公開	
令和4年度の活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	開催なし	

様式4-1 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県児童福祉審議会 (少子政策課 総務・企画担当) ※ 児童養護部会は、こども安全課	
設置年月日	昭和23年4月1日	
設置根拠等	児童福祉法第8条第1項	
	埼玉県児童福祉審議会規則	
委員定数・任期	16人以内・2年	
職務内容	児童、妊産婦及び知的障害児の福祉に関する事項の調査審議 等	
公開・非公開の別	公開 ※部会は非公開	公開 ※部会は非公開
	<p>【第1回】</p> <p>○開催日 令和4年8月29日(月) ※WEB開催</p> <p>○審議事項等</p> <p>(1) 「埼玉県子育て応援行動計画」(令和2~6年度)の進捗状況について</p> <p>(2) 児童養護部会の審議経過について</p> <p>(3) 認可部会の審議経過について</p>	
令和4年度の活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等		

様式4-1 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県子どもの権利擁護委員会 (こども安全課 児童権利擁護担当)	
設置年月日	平成14年8月1日	
設置根拠等	埼玉県子どもの権利擁護委員会条例第3条	
	埼玉県子どもの権利擁護委員会条例施行規則	
委員定数・任期	3人・2年	
職務内容	1 子供の権利侵害に関する相談に関して、必要な助言及び支援を行うこと 2 子供の権利の侵害に関する救済の申立て等に関して、調査、勧告、意見表明、要請等を行うこと 3 勧告、意見表明等の内容を公表すること 4 その他子供の権利の擁護に関する普及啓発を行うこと	
公開・非公開の別	非公開	条例施行規則第3条第6項「議決したときは、公開しないことができる」により、審議内容の特殊性を考慮し非公開。
令和4年度の 活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	開催日 令和4年 4月13日(水) 4月27日(水) 5月20日(金) 6月10日(金) 7月13日(水) 7月27日(水) 8月10日(水) 9月 5日(月) 9月28日(水) 10月17日(月) 10月31日(月) 11月18日(金) 12月 7日(水) 令和5年 1月11日(水) 1月25日(水) 2月 8日(水) 3月 1日(水) 3月17日(金) 場所 浦和合同庁舎 別館 委員会室 (10月31日はZoom開催) 議題 個別の相談案件について(審議) 電話相談について(報告・助言) 等	

様式4-1 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県精神医療審査会 (精神保健福祉センター 審査担当)	
設置年月日	昭和63年9月16日	
設置根拠等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条	
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第2条 埼玉県精神医療審査会運営要綱	
委員定数・任期	33名・2年	
職務内容	精神科病院に入院している患者の入院継続等の適否及び入院中の患者からの退院等請求に係る可否について、公正かつ専門的な見地から判断する。	
公開・非公開の別	非公開	埼玉県精神医療審査会運営要綱第14条
令和4年度の 活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	<p>○全体会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面開催 (新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため) ・議題等 (1) 審査状況について (2) 法定書類の審査の仕方について (3) 法定書類の返戻基準について 他 <p>○合議体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 第1合議体 毎月第4水曜日 第2合議体 毎月第3金曜日 第3合議体 毎月第2水曜日 第4合議体 毎月第4木曜日 第5合議体 毎月第1木曜日 (※第5合議体は平成30年7月1日から設置) 合計 59回 ・場所 精神保健福祉センター ・議題等 医療保護入院者の入院届審査 医療保護入院者の定期病状報告書審査 措置入院者の定期病状報告書審査 精神科病院入院者の退院等請求審査 	